

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 28 年 10 月 3 日（月）午後 1 時 12 分～午後 2 時 14 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、環境担当部長、健康福祉部長、高齢・障害担当部長、子ども家庭担当部長、都市整備部長、建設管理担当部長、議会事務局長、教育部長、学校教育担当部長、指導担当参事、会計管理者 欠席者：なし 説明員：文書情報課長、防災安全課長、課税課長
議 題	1 平成 29 年度予算編成方針について 2 システム開発について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：原案を一部修正の上、承認する。 議題 2：原案のとおり承認する。 議題 3：特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 平成 29 年度予算編成方針について (財政担当部長説明) 平成 29 年度予算編成方針を朗読する。 —財政担当部長朗読— 平成 29 年度予算編成方針（案）について、全体の構成は、昨年度と同様である。また、各計画年次の更新を行っている。第一段落については、内閣府が示す月例経済報告における平成 28 年 9 月の基調判断を引用したものである。なお、10 月の基調判断が予算編成事務説明会予定日である 10 月 11 日以前に公表された場合には差し替える。第二段落については、国の「平成 29 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」からの引用である。また、第三段落については、東京都の「平成 29 年度予算の見積りについて（依命通達）」からの引用である。そして、第四段落以降は、本市の内容となっており、昨年度と同様である。 記書きについて、昨年度は記書きの 3 に「行政運営に当たっては、グループ制を有効活用し、『小さな市役所・大きなサービス』を目指し、効率的な組織体制を確立すること。」とあったが、第六次行政改革大綱において、顕在化する政策課題に対する確かな対応を図るため、

「強固な行財政基盤と市民との協働・共創に基づく、未来を見据えた『小さな市役所』の実現」という基本理念の下、という表現があり、グループ制との関連が見えづらいことから、今回は削除している。

また、昨年度まで記書きの 5 として「施策の実施に当たっては、行政と市民との対等なパートナーシップを基本とし、NPO やボランティアとの協働による『市民参加』、『市民協働』を推進するとともに、指定管理者制度の活用、民間への委託等を適切かつ積極的に行うこと。」としていたが、記書きの 2 の第六次行政改革大綱等の積極的な推進に包含される内容の具体例であることから、今回は削除している。

記書きの 5 の市税について、昨年度は「収納率の前年度以上の向上」という表現であったが、「収納率の一層の向上」という文言に修正している。

記書きの 7 について、平成 29 年度から統一的な基準による地方公会計制度の導入に伴う予算科目の変更が生じることから、記載を追加している。

記書きの 9 について、第四次情報化基本計画が平成 28 年度から計画期間開始ということで、表現を変更している。

記書きの 10 について、各特別会計の事業別表現を入れていたが、今般の国民健康保険税の税率の改定など一定の方向性も見てきたことから、各特別会計の表現を改めている。

(質 疑)

- 記書きの 8 の時間外勤務手当について、「職員課から示される『時間外勤務課別時間数の配分』を十分に尊重し、目標を達成すること」とあるが、昨年度職員課の配分を超えてしまった課はどれくらいあるのか。監査委員からも指摘があったとおり、1 億円キャップ制という目標に無理があるのではないか。
- 職員課の配分を超過した課についてのデータは持ち合わせていない。1 億円キャップ制については、職員課等と意見交換をしているところであるが、次の手がなかなか打てない。
- 時差勤務の活用等、新しい取組をして目標達成に向けて努力していることを書いた方がよいのではないか。
- 今年始まった時差勤務だけで、どの程度成果が出ているのかは不明である。時間外勤務課別時間数を守るのは大前提とし、1 億円キャップ制を推進するための根本的対策を講じることが大切である。対策を行った上でどういう表現にするか検討すればよいと思う。

- 記書きの3の第二段落の二行目の「廃止、再構築があるもの」という表現は、「廃止、再構築する必要があるもの」というような書き方がよいのではないか。
- 「廃止、再構築の必要があるもの」に修正する。

(結果)

原案を一部修正の上、承認する。

議題2 システム開発について

(総務部長説明)

概要について説明する。情報化基本計画の事業計画に位置付けられていない業務で、電子計算組織を利用して事務処理を行うため新たにシステム開発を希望する部の長は、武蔵村山市電子計算組織の管理運営に関する規則第24条第1項の規定に基づき、情報化推進委員会(委員長:総務部長)に申請しなければならない。当該委員長は同条第2項の規定により、情報化推進委員会に諮り、その内容を調査、審議することとなっている。また、委員会の調査、審議を終了したときは、同条第3項の規定により、庁議に付議し、決定を受けるものとされている。

この度、総務部から「共同利用型被災者生活再建支援システム」の開発申請があり、平成28年9月14日に当該委員会において、調査、審議が終了したので、庁議に付し、決定を受けるものである。内容については、文書情報課長より説明する。

(文書情報課長説明)

資料1の1ページの下段の表を御覧いただきたい。今回新たにシステム開発計画申請があった事務処理についてである。

システムの名称は、共同利用型被災者生活再建支援システムである。本システムは、市単独でシステム開発を行うのではなく、東京都の提案に基づき、東京都と参加を希望する区市町村が共同でシステム構築・運用を行うものである。東京都の説明では、稼働は平成29年4月の予定である。

本システム導入の目的については、本年4月に発生した熊本地震では住宅被害認定調査からり災証明書発行までの事務処理体制等が確立されていなかったため、り災証明書の発行手続が遅れ、さらに不統一な事務処理により、住人や応援職員に混乱が生じる状況が発生した。

このような課題を踏まえ、東京都では都内の区市町村との連携によ

り、当該システムを共同で構築・運用し、いつ起こるか分からない震災等の被害に対し、より迅速な被災者再建支援業務の履行を確保することを目的としている。

システムの効果については、大きく2点ある。1点目は、震災等により建物に被害があった場合には、内閣府の定める被害認定基準等に基づき、全壊、半壊等の被害の程度を認定する調査を行うが、この住家被害認定調査等の電子化により、り災証明書の発行や被災者支援情報の共有が可能となり、事務処理の効率化が図られる。2点目は、本システムを東京都と参加区市町村が共同で利用することで、業務フローの標準化が図られ、発災時においても円滑な相互応援、広域支援が可能となることが挙げられる。

本システムは、データセンター等に設置されたサーバーに LGWAN 回線を通じ通信を行う共同利用型のクラウド版システムとなる。このため、仮に震災等により本市や他市の LGWAN 回線に障害が発生した場合でも、共同利用する自治体で必要な支援を相互に行うことができる想定がされている。

処理の概要については、4つの機能を有するシステムとなっている。なお、システムの稼働時には、各自治体で住民基本台帳データ及び家屋台帳データの連携が必要になるが、システム連携については常時オンライン連携を行うのではなく、必要に応じ、随時 CSV ファイルによりデータ連携を行うことが予定されている。

資料2を御覧いただきたい。東京都から提案を受けた本システムの機能要件の概要である。主に4点ある。1点目は建物被害認定調査業務支援である。震災等により建物被害が発生すると、調査員2～3名でグループを編成し、指定したエリアについて被害建物の調査を行うが、本システムでは、内閣府の指針に基づいた「標準的な調査票」が登載されており、調査の際には個々に紙に出力し、調査票を基に調査員が被害状況を確認し、建物の損傷の程度を点数化することで、全壊、大規模半壊、半壊、一部半壊等を判定する仕組みが組み込まれている。操作研修を受けた職員であれば、誰が調査を行っても同様の判定結果が得られる。

2点目は建物調査結果の自動データ化である。調査員が作成した紙の調査票は、調査終了後にシステムに入力する必要があるが、本システムでは、紙の調査票をスキャナーで読み取り、システム内での自動データ化が可能になっている。システム内では、地図情報も保有しているため、どの建物が全壊、半壊等しているのか、地図上で視覚的に特定することができる。

3点目はり災証明書の発行である。先の建物被害認定調査の結果を踏まえて、住民からの申請に基づき、り災証明書を発行することにな

るが、本システムは、調査をした被害調査結果や住民基本台帳、家屋台帳の情報を保有しているので、画面上で住民と確認をしながら迅速に災証明書の発行ができる。

4点目は被災者生活再建支援業務の管理である。り災証明書の発行後の支援として、生活再建支援金や義援金、市民税や国保税等の各種減免、住民からの聞き取り内容の記録など、被災者支援業務に役立つ情報を全庁的に LGWAN 接続端末から確認して、誰がどの建物でどのような被害を受けたのか、どのような支援がどこまで実際に行われているのかなどを、部局を越えて情報共有、情報連携を図ることができる。

稼働予定年月については、震災はいつ発生するか分からないので、本市では東京都がシステムを稼働する平成 29 年 4 月から運用をしていきたいと考えている。

本システムの導入経費については、東京都の試算によると、本システムと同程度のシステムを仮に本市が単独で導入した場合には、年間 400 万円程度の経費を要するのに対し、今回の共同利用型システムを導入した場合には、都内の区市町村 40 団体が仮に参加した場合、本市の人口規模では年間約 139 万円となり、単独でシステムを導入した場合と比較すると費用対効果は高いものとなっている。経費の中には、システム構築費、保守費及び利用料が含まれている。なお、共同利用型システムを利用する際には、市の住民基本台帳や家屋台帳のデータを本システムに取り込むことが必要である。取り込む場合には、共同利用型システムの指定するデータ形式に変換する必要があり、別途、データ形式変換経費がプラスで必要になる場合もある。しかし、共同利用型システムはこれから構築するためデータ形式が決定していないので、当該経費は現時点では積算不能である。また、導入経費とは別に、東京都では本システムの運用が迅速に行えるように、職員の操作研修やり災証明書発行の合同訓練を実施する予定である。この際の委託経費については、全額東京都が負担する。

次に、本市の情報化推進委員会の審議結果である。9 月 14 日に情報化推進委員会を開催し、調査、審議の結果、東京都が提案する「共同利用型被災者生活再建支援システム」の導入について、採択を決定した。採択理由としては、本システムは東京都及び参加区市町村との連携により、共同でシステムを構築・運用するものであり、市単独で構築・運用する場合と比較し、安価であり、費用対効果が認められるということ、住家被害認定調査等の電子化により、り災証明書の発行や被害者支援情報の共有が可能となり、事務処理の効率化が図られること、参加区市町村との業務フローの標準化が図られ、発災時においても円滑な相互応援、広域支援が可能となること等が挙げられる。

今後の取扱いについては、情報化推進委員会で調査、審議した本シ

システムは、システムの開発に関する採択を行ったものであり、予算措置等について決定するものではない。このため、本庁議において採択と決定された場合には、今後予算化に向けて、担当課である防災安全課にて実施計画や予算要求を行っていく。

最後にその他として、本システムの共同利用に係る各区市町村の参加意向調査の結果について説明する。仮調査であり、今後本調査が行われる予定である。9月30日時点で、合計53区市町村中30団体が共同利用型システムへの参加を希望しており、CS版（単独でのシステム利用）の導入が4団体、既に導入しているCS版の継続利用が12団体、西宮システム（阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市において開発されたシステム）が1団体、未回答又は検討中が6団体である。本調査結果では、共同利用型システムへの参加を希望する30団体のうち、平成29年度から参加を希望する団体は、現時点で14団体となっている。このため、平成29年度は利用料が増加するのではないかとこの質問を事前に東京都に行ったところ、東京都ではシステムの利用料は人口規模により変動する利用料契約を想定しているため、参加年度によって利用料に差が生じないように対応するとの確認はとれている。なお、東京都による最終的な参加意向調査は、10月中旬を想定していることから、本市では本日の庁議の結果を踏まえて、東京都に回答する予定である。

（質 疑）

- 全部の団体が共同利用型システムに参加しないのはなぜか。
- 現行の被災者支援システムを単独で既に導入している団体がある。特にCS版継続利用は区部の団体、つまり比較的人口規模の大きい団体であり、人口が50万人以上の自治体については、共同利用型システムに参加することで、かえって費用負担が生じてしまう等が理由として挙げられる。
- データの追加などのコストはいかがか。
- 東京都の説明によると、10万人以下の人口規模の自治体については年間1,386千円で、5年間の利用料契約となる。今後、人口規模が10万人を超える場合は、利用料が一つ上にシフトする。当面の間は東京都から提示された金額で運用できると考えている。
- データを移行するのに費用がかかるが、現時点で積算はできないという話であったが、データ移行が必要ない自治体が出てくる可能性はあるのか。費用負担に不公平感は生じないか。
- 今後、共同利用型システムの開発でデータ形式が決まり、費用に差は出るかもしれないが、基幹系システムは自治体によって異

なるので、ほぼ全ての自治体でデータ形式変換委託料が生じると
思われる。参加意向調査を10月中旬に取りまとめて、東京都及
び参加自治体が確定後、東京都が設立協議会を立ち上げる。その
中でデータ形式等が協議、決定される予定であるので、11月か
ら年内にはデータ形式変換委託料必要経費が積算できる見込み
である。

○ 現行のシステム開発は情報化基本計画の中で行われているが、
事業計画に位置付けられた業務と本システム開発の優先順位は
いかがか。また、平成29年度・30年度の参加では利用料に差は
出ないという話であったが、例えば5年後に参加した場合には不
利益が生じるおそれがあるのか。

● 現行の情報化基本計画は平成28年3月に策定されたが、武蔵
村山市電子計算組織の管理運営に関する規則第24条の規定のと
おり、当計画の事業計画に位置付けられていない業務について
は、情報化推進委員会で調査、審議した上で、庁議決定をする形
になっている。このことから、庁議で決定されたものについては、
情報化基本計画に登載されているものと同じ効力が発生する。た
だし、実施年度については、情報化推進委員会においても予算を
担保した決定はされていないので、今後、実施計画や予算化の中
で、平成29年度又は30年度以降ということもあるかと思う。

平成30年度以降に参加した場合に不利益が発生するかについ
ては、東京都の説明によると平成30年度以降の参加でも可能で
あり、特に不利益はないとの認識である。それは、現在単独でシ
ステムを導入している自治体のリース期間が満了してからの参
加を認める説明があったからである。

○ システムの処理の範囲が「本市の住民基本台帳及び家屋台帳に
登録等がある者」となっているが、要支援者名簿を含めた情報更
新時期はどうするのか。また、本システムは災害発生時以外の日
常業務でも使えるものなのか。本システムのみで本市の防災態勢
の把握ができるのか。

● データの登録については、常時のオンライン連携はしていない
ため、必要なときに住民基本台帳データ及び家屋台帳データを
CSVファイルで取り込む手続が必要である。1週間又は1か月ご
となど一定の期間を区切って、随時最新のデータを取り込む必要
がある。データ形式が決定し、初回のデータを取り込めば、2回
目以降のデータの更新については無償である。

日常業務での利用可否については、東京都の説明では震災等によ
らない雪等の被害によるり災証明書の発行にも利用してよい
とのことである。

本市においては平成 29 年度から避難行動要支援者名簿管理システムを導入する計画である。有事の際に必要なシステムということでは類似したシステムであるが、実務面においてシステムが連動していなくても問題はない。各システムで稼働する形になる。

- 本システムについては、あくまでも被害住宅家屋の認定調査やり災証明書の発行に特化したものであり、例えば建築年度に応じて家屋を抽出することは本システムによらずとも可能である。
- 通常時にも使用できた方が有効であるが、個人情報の関係もあるため、非常時にのみ使用するシステムである。
- 人力で作業を行うのと、どれくらい差があるのか。
- 熊本地震の際には発災後にシステムを導入し対応している。それにより、り災証明書の発行等に膨大な時間がかかった。
- 西宮システムの使い勝手はどうなのか。
- 専門的知識がある人でないと使えない。東京都の共同利用型システムの方が使い勝手はよいと思われる。
- 導入経費について、40 自治体が参加すると想定した場合の経費が出ているが、平成 29 年度の仮参加意向団体は 14 自治体である。
- 参加年度は別にして、参加意向を示しているのは 30 自治体である。後から参加した方が費用面で有利になる等はない。
- 全壊、半壊等の被害想定はいかがか。その想定に基づいて、人力で被災者再建支援業務を行うとなると膨大な時間がかかるということか。
- 地域防災計画の中で、震度 7 の地震が発生した場合について、全壊が 438 棟、半壊が 1,587 棟、火災等被害が 1,561 棟、合計 3,586 棟という想定をしている。この件数のり災証明書の発行が求められるとともに、状況によっては約 3 万世帯の全棟調査をする必要が出てくる可能性がある。本システムを導入することにより、調査やデータ入力等が簡素化されるので、有効的に利用したい。

(結 果)

原案のとおり承認する。

議題 3 その他

特になし。

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="checked" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： ）
------------------	--

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）